（ユーステスト及び経営管理態勢基準）

第百七十条　第百六十二条第三号に掲げる「ユーステスト及び経営管理態勢基準」とは、次の各号に定めるものをいう。

［一～七　略］

八　内部モデル手法の利用において、内部モデル手法等の変更方針を適切に定めていること。

2　［略］

附　則

第十三条　附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第百八十三条第二項において準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

［2・3　略］

別表十三（第百十七条第一項第二号、第百三十八条第一項各号、第百五十二条第一項第四号イ及びロ並びに同項第五号関係）

［一～四　略］

五　再証券化商品の信用リスクのリスク係数

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一年以内	一年超二年以下	二年超三年以下	三年超四年以下	四年超五年以下	五年超六年以下	六年超七年以下	七年超八年以下	八年超九年以下	九年超十年以下	十年超十一年以下	十一年超十二年以下	十二年超十三年以下	十三年超十四年以下	十四年超
［略］															
無格付	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
［略］															

（ユーステスト及び経営管理態勢基準）

第百七十条　［同左］

［一～七　同左］

八　内部モデル手法の利用において、内部モデル手法等の変更方針を適切に定めていること

2　［同左］

附　則

第十三条　附則第十条の規定は、特例企業会計基準等適用法人等が第百八十三条第二項において準用する第百七十七条の規定により基準日以前三年内に財政状態計算書（連結の範囲等調整後）において連結の範囲に含まれることとなった第百八十三条第二項において準用する第七条第二項に規定する保険事業に該当する外国の子会社等に係る計算に関して、子会社化直後の特例手法を適用することの承認の申請をする場合に準用する。

［2・3　同左］

別表十三（第百十七条第一項第二号、第百三十八条第一項各号、第百五十二条第一項第四号イ及びロ並びに同項第五号関係）

［一～四　同左］

五　［同左］

格付区分	実効残存期間ごとのリスク係数（%）														
	一年以内	一年超二年以下	二年超三年以下	三年超四年以下	四年超五年以下	五年超六年以下	六年超七年以下	七年超八年以下	八年超九年以下	九年超十年以下	十年超十一年以下	十一年超十二年以下	十二年超十三年以下	十三年超十四年以下	十四年超
［同左］															
無格付	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.
［同左］															

備考　表中の［　］の記載は注記である。